

「東京働き方改革推進支援センター」 企業訪問（派遣型）支援のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料で企業へ訪問しご相談に応じます。

まずは、センターにご連絡を！！

お問合せや
ご相談は
こちらまで

【電話】0120-662-556（フリーダイヤル）

【メール】

http://www.toukiren.or.jp/kaikaku_tokyo.html

【住所】

東京働き方改革推進支援センター

千代田区二番町9-8 中労基協ビル4階

東京働き方改革推進支援センター立川分室

立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階

【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

- ▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。
- ▶ 1企業当たり、フォローアップも含めて3回まで企業へ訪問いたします。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

等



企業訪問による具体的な支援事例

事例①（長時間労働の是正）

○従業員 9名
○業種 飲食業

【支援前の状況】 食材製造部門の社員が長時間労働の傾向にある。

【専門家（社会保険労務士）の助言内容】

①人材のマルチタスク化

従業員に所属部門以外の業務も習熟させることで、製造部門のシフト制を提案。

②休日の確保を前提としたシフト

従業員の休日の確保を徹底するため、1か月のシフトを作成する前に、事前に希望日を申請させ、実際の業務量と調整しながら出勤日を決定する仕組みの導入を提案。

③助成金の活用に向けた助言

生産性向上の観点から、高度な食材製造機等の費用を助成する時間外労働等改善助成金の申請手続きを紹介。

【支援後の効果】

- ・ 人材のマルチタスク化により、所定外労働時間の削減の効果がみられた。
直近の最長の時間外労働時間数86時間（7月）⇒ 60時間（8月）

事例②（非正社員のキャリアアップ）

○従業員 7名(うち、非正規4名)
○業種 卸売・小売業

【支援前の状況】

正社員と非正社員の処遇に大きな差がある。人手不足もあって正社員に特定の業務が集中。非正社員をキャリアアップさせたい。

【専門家（社会保険労務士）の助言内容】

①非正社員のキャリアアップ

正社員の長時間労働の改善等を図るため、非正社員への資格取得や正社員登用を推奨し、多能工化による生産性向上を提案。

②賃金規程の変更

非正社員の時給をランク分けし、更に等級ごとに個人評価に対応する時給を定めた賃金規程を提案。

③助成金の活用に向けた助言

①②に対応するに当たり、対象となる助成金を紹介。

【支援後の効果】

- ・ 賃金規程の変更により、非正社員の時給20円-30円昇給
- ・ 非正社員がフォークリフトの資格取得と同時に、正社員へ登用した結果、賃金総額1割増額（キャリアアップ助成金の活用）。
- ・ これにより、事務職中心の非正社員が仕事の幅を広げ、特定の正社員の長時間労働を改善、業務量の偏りが解消しつつある。